

宮城県警察職員に係る技能指導官に関する訓令

平成7年11月6日
宮城県警察本部訓令第13号

宮城県警察職員に係る技能指導官に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察職員に係る技能指導官に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、実務経験が豊富な宮城県警察職員の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識(以下「専門的技能等」という。)を活用することにより、警察職員の専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(技能指導官の設置等)

第2条 技能指導官の設置及び種別は、必要に応じて警察本部長が定める。

(技能指導官の指定)

第3条 警察本部長は、別に定めるところにより技能指導官を指定するものとする。

(技能指導官の行う職務)

第4条 技能指導官は、命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等に関し警察職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官又は専門的技能等の指導を受ける者が専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) 前2号に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

(技能指導官に充てる職員)

第5条 技能指導官は、原則として、45歳以上の警部補以上又は警部補相当職以上の一般職員であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が15年以上の者であって、技能指導官審査委員会の審査を経た者をもって充てるものとする。

(記章の着装)

第6条 技能指導官は、業務に支障がない限り左襟に記章を着装するものとする。

2 記章の制式は、別表のとおりとする。

(技能指導官審査委員会)

第7条 技能指導官審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成は、別に定める。

(技能指導官の周知)

第8条 技能指導官を指定したときは、原則として、その周知を図るものとする。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、訓令の実施のために必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成7年11月6日から施行する。

附 則(平成14年8月8日本部訓令第18号)

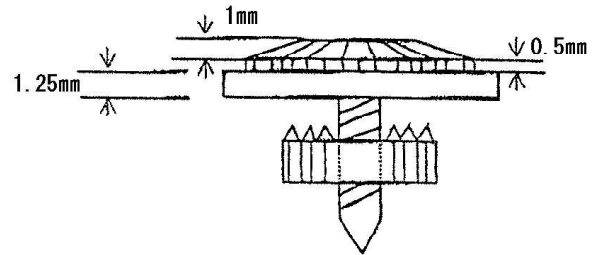
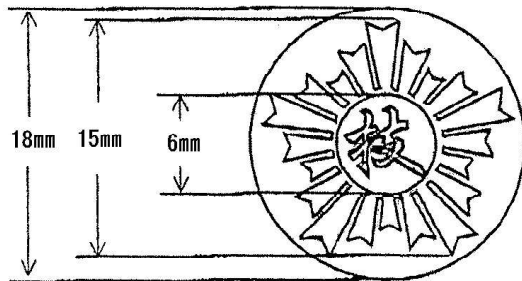
この訓令は、平成14年8月8日から施行する。

附 則(平成15年2月14日本部訓令第1号)

この訓令は、平成15年2月14日から施行する。

別表（第6条関係）

技能指導官の記章



- 1 色
いぶし銀とする。
- 2 材質
金属製（真鍮^{ちゅう}）とする。
- 3 制式（形状）
 - (1) 台地の内側に日章を設け、中央の円に「技」の漢字を記すものとする。
 - (2) 記章の留め金は、ネジ式（私服用）及びタイタック式（制服用）の2種類とする。